

性暴力被害の警察届出をめぐる被害当事者の思い —被害当事者へのインタビュー調査に基づく検討—

岡本かおり¹・齋藤梓²・大竹裕子³

Reporting Sexual Assault to the Police

—A Qualitative Analysis of Interviews With Victims—

Kaori OKAMOTO¹, Azusa SAITO², Yuko OTAKE³

Abstract

To clarify how victims of sexual violence consulted and reported the assault to the police, interviews were conducted with 31 survivors of sexual assault. Essential to survivors who reported the assault to the police and filed criminal proceedings were the determination and perseverance to report the crime, the willingness to express distress and receive support, and a strong sense of ethics and mission. We make the following suggestions to reduce the burden on victims who consult the police and file criminal proceedings. 1. Persons involved in handling criminal proceedings should take care not to cause secondary damage to the victim. 2. Persons who the victim consult should not impose incorrect information or his/her opinion on the victim. Appropriate information should be provided to the victim to support the victim's self-decision. 3. Information should be widely disseminated about what sexual violence is, what can be done after the assault (for recovery), and support organizations.

キーワード：被害当事者、性暴力、ナラティブ、被害の申告

Keywords：survivor, sexual violence, narrative, crime report

I. はじめに

性暴力・性犯罪は、他の犯罪と比して被害申告をしないケースが多く、実際の犯罪と被害者の数を把握するには警察統計のみでは十分でない。そのため国は「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」という名称で「[国際犯罪被害実態調査 \(ICVS:International Crime Victims Survery\)](#)」に沿った調査を数年ごとに行っており、これは暗数調査と呼ばれる。暗数とは、実際に起こった犯罪発生件数に対し、捜査当局も把握できずに潜在化している犯罪の実数をいう。平成 24 年(2012 年)に行われた第 4 回暗数調査は、無作為抽出による郵送調査で、対象者は 16 歳以上の男女 4,000 人である(回答者 2,156 人、回答率 53.9%)。このうち過去 5 年間に「性的事件」にあった人は 1.3% (女性のみ 2.3%) おり、このうち被害を捜査当局に届け出た者は 18.5%、届け出なかった者は 74.1%、無回答 7.4% であった。その他の犯罪に比べ「届出なし」とした者の割合が最も高く、被害を届け出た人は 2 割に満たない(平成 24 年度版犯罪白書)。ここで「性的事件」とは、「セクハラ及びその他の不快な行為」から強制わいせつや強制性交等罪に分類される重大犯罪まで広く捉えており、内容によっては刑法の対象とならないものも含まれる。

なお、2017 年の刑法改正によって、強姦罪は強制性交等罪と名称が変更された。それまで被害者の性別が女性に限られていたが、この改正によって性別が問われなくなり、量刑の下限が引き上げられるなどの変更が行われた¹⁾。強制性交等罪は、殺人、強盗、放火と並ぶ凶悪犯罪に分類され、個人や社会に大きな影響を及ぼす重要犯罪である。現行法では「反抗を著しく困難にする程度の」暴行又は脅迫の証明が必須であり、冤罪を防ぐためにも暴行脅迫要件は外せないとする意見が法曹界には根強

¹ 清泉女学院大学 ² 目白大学 ³ オックスフォード大学 (日本学術振興会海外特別研究員)

くあり、先の法改正時には撤廃されなかった。

一方、被害者からすると暴行脅迫要件があることで、自分の事件は「暴行や脅迫がなかったので罪に問えないだろう」と諦めたり、「なぜ抵抗しなかったのか」と問いただされ、「抵抗していないので同意であった」と誤解されると考え、これ以上傷つきたくないで誰にも言わず、我慢しようという選択になる。それが被害申告率の低さ、誰にも相談できずに被害者が孤立する一因になっているのではないかと推測される。

暴行脅迫要件にとらわれず、広義の性暴力について調査しているのが、先の ICVS の暗数調査と内閣府男女共同参画局による「[男女間における暴力に関する調査](#)」である。「男女間における暴力に関する調査」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、男女間における暴力対策の推進に資するため 3 年ごとに実施されている。二層化無作為抽出法により成人男女 5000 人を対象にした郵送留置訪問回収法²⁾で、代表性が高く、回収率も高いのが特徴で（平成 29 年度回収率 67.5%）、平成 11 年度からほぼ同じ内容の調査が行われデータが集積されている点も評価できる。

そこではパートナーからの虐待経験を聞くとともに、相手を特定せずに無理やり性交等を強いられた経験について、回数、加害者との関係、被害にあった時期、生活上の変化や相談の有無などを尋ねている。注目すべきは、「あなたはこれまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いられたものに限りません）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）をされたことはありますか」と、現行刑法から暴行脅迫要件を除いた形で尋ねている点である（アンダーラインは著者）。この質問は平成 29 年度から男女ともになされており、データの集積が待たれるところである。

女性の被害経験をみると、「無理やり性交を強いられた経験」があると答えた女性は平成 29 年度調査 7.8%、平成 26 年度調査 6.5%、平成 23 年度調査 7.7%、平成 20 年度調査 7.3%、平成 17 年度調査 7.2%となっており、一貫して被害者が約 7~8%存在する（なお、平成 29 年度からは男性にも回答を求めており、1.5%の男性が「無理やり性交を強いられた経験」があると答えている。）。被害経験ありとした人の 70.2%が生活上の変化があったと返答している。内訳は、被害を受けたときの感覚がよみがえる 23.4%、異性と会うのが怖くなった 18.4%、夜眠れなくなった 17.0%、誰のことも信じられなくなった 16.3%、自分に自信がなくなった 14.9%、心身に不調をきたした 14.2%と続き、「生きているのが嫌になった・死にたくなった」の項目も 9.2%があるなど、被害の影響は広範囲で深刻な問題を抱えている者も少なくないことが分かる（[H29 年度調査](#)）。

被害に遭ったことを「だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか」との問いに対し、誰か・どこかに相談した 38.3%、誰にも相談しなかった 58.9%となっており、意思にそわない性交を強いられた女性の約 6 割が被害後に誰にも相談していない状態が続いている。³⁾

相談できなかった理由をみると、恥ずかしくてだれにも言えなかった 55.4%、自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った 27.7%、そのことについて思い出したくなかった 24.1%となっており、この 3 つは調査が開始されて以来、変わらず上位に挙がる項目である。その他、相談するほどのことではないと思った 20.5%、相談してもむだだと思った 18.1%、自分にも悪いところがあると思った 16.9%、どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった 16.9%と続く（H29 年度調査）。

被害者の約 6 割が誰にも相談していない事実は問題視され、犯罪被害者当事者及び被害者支援団体からも指摘を受けて、第 2 次犯罪被害者等基本計画には被害者が最初から安心して相談できる場として「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター設置促進」が盛り込まれた。被害者がどこ（誰）

かに何時でも安心して相談できるためには、相談窓口や専門機関の設置とともに、被害者が相談しない・できないとする理由に耳を傾け、相談しやすい環境の整備が喫緊の課題となろう。

公的機関によって行われた大規模調査（ICVS と男女間における暴力に関する調査）の結果をまとめると、無理やり性交を強いられた経験のある女性は7～8%存在し、被害に遭った後、捜査当局に被害を届け出た人は2割弱で、そのことをどこ（誰）にも相談しない・できなかった女性は約6割にのぼり、性暴力の影響を生活上で感じている者は約7割で、再体験症状や否定的な認知の変化がみられ、生きていることへの苦痛など深刻なものも1～2割程度報告された。

性暴力被害者が被害をどこ（誰）にも打ち明けられない場合の課題として、社会的に犯罪が認知されず犯罪者が野放しになるという社会安全上の問題と、被害者の側に立ってみると、社会から被害者と認識されないために必要な支援が受け取れないという問題が生じる。例えば、DSM-5 で性暴力は心的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断基準（A 項目）の一つであるが、医師の診察時に性暴力被害の経験ありという情報がなかった場合、診断に必要な情報が足りないことになる。また、被害直後に産婦人科にて緊急避妊、性感染症検査等をする必要が生じた場合、被害届を出していれば警察の公費支出制度が適用されることもある。犯罪被害者支援の施策を整えたとしても、被害者が安心して相談できる環境がなければ、せつかく用意した支援が本当に必要な人まで届かないという事態になりかねない。

そこで本研究では、性暴力の被害後に被害当事者がとった援助要請行動に着目し、被害当事者のかたりから、被害についてどこ（誰）に相談したか、あるいはしなかったか、どのようにすれば被害者が安心して相談できるのかについて探り、援助要請行動の促進要因について検討する。本稿では、犯罪被害に遭った際、被害を届け出る最初の機関である警察への通報について考えたい。

目的

本稿では、性暴力被害当事者の視点から以下を検討する。

- 1) 性暴力被害後、被害当事者はどのようにして警察に被害を相談し、届け出たのか。
- 2) 性暴力被害後、警察に被害を相談、届け出なかった場合、それは何故だったのか。
- 3) 警察に被害を相談する、届け出る際、被害当事者の負担を少なくするにはどうしたらよいか。

II. 方法

2018年5月から11月にかけて当事者女性へのインタビュー（In-depth interview）を実施し、ウェブサイト上での体験談の収集を含む質的調査を行った。社会構成版グラウンデッド・セオリー構築法（Chamaz, 2014）に従い、インタビューで収集した逐語録を用いてテーマ分析を行った。データ収集では日常語表現である「望まない性交」という言葉を使用して調査を行った。体験談は「望まない性交」経験のヴァリエーションを広く集めることを目的とし、インタビューは女性たちの語りをもとに「望まない性交」の経験について深く理解することを目的として行った。

1. 研究参加者及びサンプリング方法

本研究では、「望まない性交」を経験した20歳以上の女性に協力を求めた。被害経験を尋ねるインタビューのため、精神的負荷が大きいと判断し、20歳未満の者、過去3カ月以内に配偶者間暴力、性暴力、ストーカーの被害に遭遇した者、過去3カ月以内に自殺企図があった者は除外した。幅広く協

力者を募集するため、リクルート法は3通り用いた。一つは、支援機関および当事者団体を通じたリクルート、二つ目は調査研究用ウェブサイトを通じたリクルート、三つ目として研究協力者の友人・知人を通じたリクルートであった。インタビューに際しては、個別に本研究の概要と研究倫理を説明し、同意を得た場合のみインタビューを実施した。性暴力被害当事者団体のブログ、性暴力被害に関するイベントなどで調査研究用ウェブサイトについて広報し、研究参加者を広く募った。ウェブサイトでは、同意が得られた場合に体験談の自由な記述を求めた後、インタビューによる調査に同意する者に対して、個別にメールを用いて日程調整を行い、後日インタビュー調査を実施した。2018年5月1日から2018年11月30日までの間に31名(20歳から66歳)の女性がインタビューに参加した。研究協力者31名の被害件数41件の内訳を表1に示す。

表1 研究協力者及び被害件数

	人数/件数
報告された性暴力被害件数	41件
18歳以前の被害	22件
13歳以前の被害	8件
加害者との関係	
見知らぬ人	11件
顔見知り	
親あるいは親族	7件
パートナー	5件
その他(教師や上司、友人等)	18件
被害認識形成までの期間	
被害直後(1日以内)	6件
1年以内	8件
5年以内	9件
5年以上	13件
被害だと思いきれない	4件
不明	1件

2. データ収集及び分析

インタビューに同意した参加者には、それぞれ2時間程度の in depth interviews を実施した。2時間で終わらなかった場合は複数回に分けて行った。質問の内容は「インタビューに協力しようと思った理由」「望まない性交をした経験について、そのいきさつや状況、相手が何をしたか、何を言ったか、それに対してあなたはどのように反応したかなど、覚えている限り、できるだけ詳しくお話してください」という質問を契機として、望まない性交の体験が発生したプロセスや、その後どうなったか、助けを求めようと思ったかどうか、気持ちや生活の変化などを尋ねた。また、望ましい性交の経験とその違いについても尋ねた。研究チームではインタビューに当たり「実施ガイドライン」を作成し、インタビュー担当者に対して「女性に対する暴力への医療対応に関するWHOガイドライン」(2013, 2014)に準じたトレーニング(性暴力や二次被害、性暴力当事者への適切な態度や声掛けなどの注意点及び傾聴、調査者の二次受傷に関する)を計5日間実施した。

インタビューではICレコーダーを用いて音声録音し、データはすべて逐語録に起こした。本稿は、インタビューで収集した語りの逐語録を用いて Otake(2017, 2019)に準じてテーマ分析を行ったものである。テーマ分析は、被害後にどのようにして警察に被害を相談・申告したのか、警察に被害を相談・申告しなかった場合どうしてだったのか、その後どうなったかの3つの観点から行った。

テーマ分析とは、個別の語りの流れを重視しながら、複数のデータに共通して語られている主題を明らかにしていく分析である。望まない性交を経験した後に被害者が取った行動と影響、他者に援助を求めたか否かとその後の経過は、複雑なプロセスを持ち、長期にわたっている。そのため、個々の経験をそのまま取り出し、流れを追って比較する必要があった。グラウンデッドセオリーアプローチや質的統合法と比較すると、コードをつけるデータのまとまりが大きくなるため、それぞれの語りの持つ主題を生かすことのできる分析法であるテーマ分析を採用した。具体的には、まず、個々のデータの中で、望まない性交を経験した後にとった行動とその後の経過、被害に遭ったことを他者にどのように伝えたか（伝えなかったか）また、伝えた（伝えなかった）後の経過について語っている箇所を切り出した。そしてそれぞれについて、その内容を表すコードを付けていき、複数のデータのコードを比較して、共通した主題を明らかにしていった。

3. 当事者団体・支援団体との連携および研究倫理

本研究は、性暴力の被害当事者団体に所属する当事者と支援団体と連携を取りながら行った。当事者・支援者の視点から、二次被害を与えないインタビュー方法および質問項目の設定についてアドバイスを得た。本研究は、目白大学の人及び動物を対象とする研究に係る倫理委員会の倫理審査の承認を得て実施された。

III. 結果

被害当事者 31 人の被害内容は合計 42 件であり、そのうち自分の被害を通報したり誰かに伝えたものは 37 件 (88.1%)、インタビューで話すのが初めてというものは 5 件 (11.9%) であった。本調査では調査協力者のリクルートに当たり、インタビューによって被害経験を語ってもらうと説明しており、他者に経験を伝えることに意味があるとする者が集まった可能性がある。しかし、それは語ることに抵抗がなかった訳ではない。語れるようになるまで 2・3 年～数年以上かかったケースが 20 件 (48.8%)、そのうち他者に話すまで 10 年以上かかったケースは 9 件 (20.1%) と、半数が他者に話せるまで年単位の年月が必要であった。

一方、被害について誰にも伝えない人々への情報収集はできていない。被害者はインタビュー調査に応じた段階で、調査者に被害を語っているたである。しかし、調査協力者は、被害について伝えようとしたが伝わらなかった経験や敢えて話さなかった経験について語っており、一定期間「どこ（誰）にも伝えない」状態が存在した。そこで、伝えようとしたが伝わらなかった、伝えない選択をした部分の語りを分析することにより、どこ（誰）にも被害を伝えない・伝えられない状況がある程度捉えることができるであろう。

表 2 に当事者が被害を伝えた相手(内訳)を示した。相談先として最も多く上がったのは、医療機関の医師や相談機関のカウンセラーといった専門家(31 件)であった。これは被害の影響が長期化に及ぶためと思われる。司法関は警察、弁護士、法テラスなどの 20 件であった。続いて、知人・友人(19 件)、パートナー(15 件)、家族(14 人)であったが、会社や学校も含めて、これら当事者の身近に存在する人々は、被害を打ち明ける相手として重要な意味を持つことが伺えた。各種相談機関は幅広く名前が上がり、被害者支援団体の件数が少ない結果であるが、これは被害者支援団体は設置されてから年数が経っていないためと思われる。

以下に、警察に被害を相談・申告して刑事手続きが進む場合、警察に被害を相談した結果、被害届

は出さなかったものの何らかの対応があった場合、そして警察には相談・申告をしなかった場合の3パターンに分け、被害当事者の語りを引用しながらそれぞれの特徴を記述する。

次項より、性暴力被害当事者の語りを引用しながら進めていくが、中には読むことが辛く感じる内容もあると推測される。これは当事者が経験した現実であり、長い年月をかけて語れるようになった内容であることを踏まえ、読者には必要に応じて読むペース・量を調整していただくようお願いする。

表2 被害に遭ったことを話した・相談した相手

家族 14	母親・親	11	司法関係 20	警察	10
	子ども	1		弁護士	8
	きょうだい	2		法テラス	2
パートナー 15	婚約者・夫	9	専門家 31	医療機関・医師	16
	(元)恋人	6		相談機関・カウンセラー	15
知人・友人 19	友人(男女)	14	被害者支援 団体 9	性暴力被害者支援団体	4
	仲間	3		当事者団体	3
	知人	2		被害者支援団体	2
会社 9	同僚	5	その他の 相談機関 10	電話相談	4
	会社・上司	4		男女共同参画	1
学校 7	大学の先輩・OB	4		DV シェルター	1
	学校・大学	3		子育て支援団体	1
その他 5	居合わせた人・住民	5		児童相談所	1
加害者関係 3	加害者・加害者の家族	3		就労支援	1

*被害当事者が被害について話した・相談した相手の実件数を計上した。

1. 司法手続きと向き合う（警察・検察・裁判）

まず、犯罪被害にあい、警察に相談・申告した場合の刑事手続きの典型例について説明する。当事者は被害を警察に相談した後、あるいは相談なしにすぐに通報し、警察（捜査当局）に被害を申告する（被害届の提出）。それを受けて、警察は捜査を開始し、被害者は事情聴取や実況見分、証拠品の提出等の協力を求められる。犯人が特定された場合、（被疑者として）逮捕（検挙）される。逮捕後 48 時間以内に事件は検察庁に送致され、検察官（検事）によって事件が捜査される。ここで、被害者は改めて検事から事情聴取されることがあり、その後、検察によって起訴、略式起訴、あるいは不起訴（公判請求するか否か）が決定される。起訴（公判請求）となった場合、刑事裁判が行われ、犯人は被告人と呼ばれる。被害者は状況によって（被告人が容疑を否認している場合など）、証言を求められたり、被害者参加制度を用いて裁判に関与したり、裁判に関わることを望む場合もある。強制性交等致死傷、あるいは強制わいせつ致死傷といった、外傷（心的外傷を含む）を負った場合、裁判員裁判が適用される。その場合、裁判官だけでなく民間人が裁判員として判決に関わり、集中的に審議される。いずれにせよ、犯人の行ったことが有罪となるか無罪となるかは判決が下る（結審）まで分からない。⁴⁾

この過程で警察は、犯罪捜査を進めるだけでなく、初期支援（被害者支援団体等の紹介、病院への

付き添い、自宅等への送迎)、被害者連絡(捜査状況、被疑者逮捕の連絡など)、パトロールの強化など、警察独自の被害者支援を行う。また、被害者等の精神的・経済的負担を軽減するため、宿泊施設提供制度、医療機関の紹介と診察料等を負担する公費支出制度、カウンセリング機関の紹介、費用の一部を支出するカウンセリング制度がある。重傷病を負った場合には、国からの見舞金の性質をもつ犯罪被害給付制度が適用されることがあり、その窓口は警察の被害者支援室である。検察庁においても、被害者からの相談や事件に関する問い合わせに応じる専用電話「被害者ホットライン」が設置され、被害者支援員等が刑事手続に関する相談に応じている。

前述したように、司法手続や社会保障制度につながるには、当事者が被害者であると公的に認められなくてはならず、それには被害届を出すことが前提となる。多くの当事者にとって、被害の影響が続いている中、これらの手続を行うことは心理的、経済、社会的にハードルが高く困難を極める。

また、届出が受理されない場合もあり、性暴力が犯罪と認められるハードルは高い。本調査では、警察に被害を話した・相談した例は10件であった。そのうち相談のみで被害届の提出に至らなかった例が5件、被害届を提出した5件のうち、犯人逮捕に至っていない例が1件、被疑者は特定されたが起訴されなかったもの3件、刑事手続が進み裁判で有罪が確定した例が2件であった。また、そもそも警察に相談しなかったと語った例は32件であった。

以降、被害当事者31人にA1～A31のID番号を当て、被害当事者と語りをID番号で紐づけて記述する。

1-1. 警察に届け出た人の共通点

警察に相談の電話をかけ自ら被害体験を話したり、警察署に出向いて被害届を出したりすることは、当事者にとって大きな葛藤と重圧、苦痛を伴う。しかし、一部の当事者たちはそのハードルを乗り越え被害届を出して捜査に協力し、犯人は逮捕され、刑事裁判が終わるまで一連の司法手続に付き合い続けた。被害申告率が2割を切る中、彼女たちはどのようなことを支えに被害届を警察に出したのだろうか。

【司法手続きに向かう諦めない強い思い】

大きな要因の一つは、当事者の司法手続きに向かう諦めない強い思いである。例えば、A9(30代)は20代の時、自宅で休んでいるところにレイプ未遂の被害にあった。未施錠の窓から押し入った犯人は「殺すぞ」「やらせろ」と脅して襲い掛かかり、A9は顔が腫れあがり痣が残るほどの暴行を受けながら、「嫌です」と拒絶し大声で叫ぶなどの抵抗を続けた。犯人が逃げるや否や、自ら110番通報をし、迷うことなく被害届を提出した。その後、警察で次々と配慮に欠ける応対を受け続けたが、諦めずに立ち向かった。

犯人が、そもそも不法侵入じゃないですか、それって。(聞き手:そうです。そうです)だから、いけないんですけど、「いやあ、何で鍵、開いちゃってたのかな」って警察に言われたりとか(中略)警察の方から犯人に「おまえ大変だったんだぞ、あの人〇〇の△△で(中略)っていう(勤務先と職業に関する)情報を与えてしまい(中略)それ、ダメだろって感じ…。(A9, 30代)

当時は、ストーカー事件ではないので、犯人に知る権利があるという説明をされたが、被害者を守ってくれる警察に情報を開示されたことがどうしても納得いかない。A9は警察は被害者の身を守って

くれないのかと強い憤りを感じた。⁵⁾

私、取り調べ（事情聴取）を受けてたの（が）、犯人の（取り調べ室の）横の部屋だったんです。（聞き手：ええ？）びっくりですよ。（中略）取り調べの間、飲み物一つ与えられず、（中略）ずーっと一日拘束される状況で。あれってたぶん、犯人と同じ扱いじゃないですか。（中略）「でね」って（さり気ない調子で警察に）言われて、「はあ」つつって（返答したら）、「今、犯人、隣の部屋にいるんだけど」って言われて、それで、ザーって（血の気が引く思いを）して。（中略）建前でもいいじゃないですか。「隣の部屋に（犯人を）連れてくるんだけどいいかな」って（一言、聞いて欲しかった）。（A9）

A9は、警察では犯人検挙に向けて、被害者に犯人を確認させる「面通し」と呼ばれる手続きをしなくてはいけないことは理解はした。それでもやはり、これから「隣の部屋に（犯人を）連れてくるんだけどいいかな」と自分の意向を確認して欲しかったと、語っている。有無を言わず事件に遭った被害者に対し、不意打ちを与えるようなやり方をしないで欲しい、A9は今でもそう思っている。

また、商業施設内で顔見知りからレイプ未遂の被害に遭ったA17（40代）は、被害後ほどなく警察に相談し、警察署に出向いて加害者の居所を伝えて被害届を出した。A17は加害者が逮捕されることを期待して待った。

（加害者が）どこの人か分かってるんだったら、ちょっと呼んで話するからみたいな形になったんだけど、そのまま放置だったんで。1カ月たっても何も連絡来なくて、もう一回電話したんですね、1人で。（中略）「呼んで話っていうかは、したんですか」って聞いたら「いや、まだしてなくてすみません」って言って。「また連絡します」って言われたんで「待ってください」って言って「連絡は取ったんですか」って聞いたら、しばらく無言で「すみません、まだ連絡取ってません」って言われたんですね。（中略）「電話して話聞くから」って言ったのに全く動いてないし、かける気もないんだなっていうのが分かって、で、また「電話します」って言ったんだけど駄目で、もう一回電話したのかな。その頃に、どうにもならないんだなと思って。（A17, 40代）

捜査に何の進展もないことが分ると、A17は諦めずに動いた。何とかするために専門家を求め、役所の無料法律相談を利用し、その後に法テラスに電話をかけた。

思い出して法テラスを調べて、そしたら窓口があったのでそこに電話をしてみた。（聞き手：そうなのね。そうしたら？）そしたらすぐ「弁護士さん探しますか」って言われて、警察に行ったんだけど（中略）私一人じゃどうにもならなくて、どうしていいのかわからないし、何か動いてくれないっていう話をしたら「すぐに探します」って言われて、（中略）翌日に電話がかかってくる先生（が）見つかりました」って言われたのがA弁護士だった。（A17）

（A 弁護士は）冷静に「ふんふん、ふんふん。それはひどい（中略）」って言って「すぐ警察行きましょう」みたいな（笑）。（中略）（A 弁護士が）「大丈夫、私、いますから」って言って（聞き手：

格好いい。「ずっと隣にいますから何なら」とか言って。(中略) (警察では話をする間、弁護士は廊下で待たされたが) あ、この人が(廊下の)外に居れば、ちょっと私はもう心強いと思って。(A17)

A17 は A 弁護士と 警察署に出向き告訴状を提出した(注: 当時は強姦(未遂) 罪は親告罪だったため、被害届に加えて告訴状が必要だった)。犯人逮捕後、A17 は検察庁に呼ばれて、検事による事情聴取を受けた。大抵の事案では、被害者への事情聴取は 1 回で終わることが多いが、この例では平日の夜や日曜日に 5・6 回、検察庁に呼ばれた。

最初の 1 回は(弁護士の) A 先生(が) ついて。その後、調書がどうとあって呼び出されて、「今から行ってきます」って行って(A 先生に) 報告してっていう。そこで(中略) 調書の何か中身とかで、「そんなに嫌がってないじゃないか」とか、「何でこのときに、右手はこうしてたんだ」とか。「このときの左手はどういうふうにしてたんですか」と。(なぜそのような質問をされるのか) 全然意味分からない。それってすごい責められて。(中略) そこで、本当に、もうカバン握りしめて泣きながら「もう帰ります」って言ったりっていうか。「もう帰ります」って今日は言わない、言わないって思いながら。(聞き手: じゃあ帰って来ちゃったときもあったんですね)(中略) でも「帰ります」って言ったけど、帰んなかったけど。そう、そう。(うん、頑張ったんですね) 本当にひどかった。(A17)

A17 は、事件の詳細を思い出すのも苦痛な上に、検事の口調から、疑われ責められていると感じて涙が流れた。しかし、逃げ帰ることをよしとせず検事の質問に答え続けた。

(検察庁の近くの) 公園のベンチで泣いたりとか。まあ、A 弁護士もいてくださったりとか、二人でもう途方にくれたりとかして。(中略) これはもう立件(まで) いかない、できないんじゃないかって。裁判までいかないんじゃないか。(A17)

途方にくれ諦めかけたが、A 弁護士とともに手をつくした結果、この事件は検察によって起訴され、刑事裁判が開かれ最終的には執行猶予 5 年の有期刑が確定した。

このように警察に被害届を出した後、警察や検察庁への捜査協力、刑事裁判での証言等、当事者は慣れない司法手続きに沿って動くことになる。警察や検察といった捜査当局の言動や、捜査の進捗の見えなさなどによって、被害そのものを軽視されたように感じて傷つくこともあった。しかし、当事者らは諦めず、粘り強く司法手続きに立ち向かった。

「(懲役) 5 年が目安かな」って(司法関係者から) 言われてたんですね。「5 年いかないと思うよ」って言われて。それを 6 年にしたから、まあ、たぶん私が(裁判員裁判に) 出たことに価値はあったって思ってた、今も後悔していない(A9)

本当に全部が終わったから多分言えるんだと思うんですけど、裁判でも警察でも、何て言われても今はね、関係ないって。どういう何か傷つくような言葉を言われても、もう傷つかない。傷つく必要がないからって今は思っているんで、そこが自分の中では逆にプラスに変わったところ。(A17)

刑事手続で二次的な傷つきを負う当事者は少なくない。傷つくことでこれらの手続に関わり続けることに強い苦痛を覚え、向き合うことが難しくなるのも当然のように思える。その一方で、このプロセスに立ち向い、やり終えた当事者からは、自分にできることを成し遂げたという達成感と困難に立ち向かった自身への信頼感が語られた。

【倫理観・使命感】

被害申告をした被害当事者は、事情聴取に始まり長い者は裁判終了までの長期間、一連の司法手続に関与することになる。その間、性暴力被害の影響に苦しみながら、自らの受けた事件に向き合い続けなくてはならない。被害当事者を支えたものに、彼女たちが持つ倫理観・使命感があげられた。犯罪を犯した者は罰せられるべきとする一般的な処罰感情の他、当事者が持つ倫理観・使命感はどのように彼女達を支えたのか。例えば、A9は事件の前に、仕事で知り合った子どもの死を経験しており、そのことが事件を告発する原動力となっていた。

子ども（の死）を一人見送った後だったんです。（中略）その子に恥じない人生を送れたらいいなと思っていて。（中略）子ども相手でも嘘をつくのは好きじゃないので。ちゃんとおかしいことはおかしいって言える大人でいたいなと思った。なのでそれがあって、もうずーっと、どこかに（事件を）公表してやるってずっと思ってた。（A9, 30代）

A9は被害申告、事情聴取等の捜査協力、その後の刑事裁判と、長い期間、司法手続に関与することになった。その過程で明らかになったのは、犯人が余罪多数の連続犯罪者であり、この事件は内容からして裁判員裁判となり、民間人の裁判員を含めて集中的に審議されるということだった。また、被害者のほとんどは裁判に関与したと分からないことが分かると、A9は自分は被害者参加制度を使って法廷で証言すると決意した。

私の苦しみを誰かに、その、公にしなければ、誰も分かってくれないぞと思ったんで（中略）いや、（刑事裁判に）出るのはやめたほうっていう意見も、もちろん警察とかでもすごいあったんですけど。被害者が〇人いたので、私Xさんだったんですけど（注：性犯罪の被害者は法廷では氏名を匿名にできる。事件の生起順に被害者A、B、Cと呼ばれるが、ここでは順番が分からないようにXと記す）。なんで、〇人分の重みと思って（中略）。裁判員、その民間の方たちに、被害者がどんな思いでいて、どんなものなのかっていうのを、分からせて、うん、知ってもらえばいいと思ったんです。（A9）

当時のA9には顕著なPTSD症状があり治療中であったため、警察官や弁護士は裁判への参加を勧めなかった。しかし、A9は周囲の反対を押し切り、被害者参加制度を使って被告人の前で意見陳述を行った。法廷での被告人の態度から逆恨みの危険を感じ、一時は体調が悪化したという。しかし、おおよその予測よりも重い量刑で結審し、犯人は数年間、服役することとなった。

また、A17も、被害届を出して刑事裁判に持ち込み、公の場で加害者に罪を問うことが性犯罪撲滅に役立つという強い使命感を持っていた。

(被害に遭って) ちょっと想像できないぐらい苦しんだ。(強姦) 未遂でこれだけ苦しむってことは、未遂じゃない事件だった場合には、警察に届けることもできない人がほとんどじゃないかと思う。だけど、結局泣き寝入りをしてたら性犯罪がなくならないと思う(中略)。だから絶対に、泣き寝入りしないでいられるなら、(自分は泣き寝入りしないで) いられるタイプなんだから、やりきらなきゃいけないという気持ちがあつて。(A17, 40代)

性犯罪を無くすためにも自分は黙っていない、外に向けて発言できるタイプだと自覚するA17だが、刑事裁判までのプロセスは「やりきらなきゃいけない」と自らを鼓舞し、立ち向かう性質のものだった。

また、A19(30代)は、会社の上司から日常的にハラスメントを受け、精神的に弱っていたところに同じ上司からレイプ被害に遭った。その後、A19が大きく体調を崩したことで、会社の知るところになり、会社なりの対応と加害者への処分がなされたが、それはとても納得のいくものではなかった。数年後、A19は悩んだ末に被害届を出した。

私が最初の被害者じゃないって(会社から)(中略)言われたのを思い出して、そういう時に婦女暴行事件がZ市であつて、その場所が私が被害にあつた場所とおんなじ場所で(中略)同じように暴行受けて、そのニュースを見た時にあれが私だったかも知れないって思ったのもあるし、私が先に警察にこの件を出してればあの場所は危険区域みたいになってなんか対応がされてたかもしれないと思って。だから、私の前の被害者を責める気持ちみたいなのが私の中にあつて、それと同時に自分を責める気持ちもあつて、もし私が、もし私の前の人が喋ってたら、警察に出してたらとかあつたから、私もあの時警察に出してたらって思つて。(A19, 30代)

A19が被害届を出した大きな理由は、被害を届け出ること、事件現場がパトロールの対象地域となり、そうすることで未来の被害者を生み出さないためだった。しかし、書類送検されたが証拠不十分のため立件には至らなかった。

このような「同じような思いをする人を出したくない」「犯罪を無くすために出来ることをしたい」という被害者の姿勢は、被害者支援の現場ではしばしば出会うものである。A9やA17、A19の語りにあるように、当事者は自らの被った事件に対する原因究明、犯人への処罰感情に加え、同じような被害者を生まないため、不正を正せる人でいたい、被害を申告できない人の分まで役割を果たすのだ、という倫理観・使命感に支えられていた。

【窮状を伝えてサポートを受け取る】

被害当事者なりの強い信念を持って被害申告をしても、被害申告後から刑事裁判を終えるまでの期間を乗り越えるのは容易ではない。一連の司法手続きをやり通した2名の当事者は、周囲からのサポートを受けていた。それには2つあり、一つは被害届を出し、捜査や裁判が進む過程で、知り合った専門家からその時々を受けた支援であり、もう一つは、被害前から構築していた人間関係を頼りに、現在の窮状をそのまま訴えたことで、衣食住などの生活支援や精神的支援を受けたものである。

関係を作ることにメリットがあるって私は勝手に思ってたので、どんどん、どんどん喋り始め、(中略)私が顔面(が)腫れて「運転できない」って言ったのがもとなんですけど(中略)毎回警察にご

用があるときに（警察官が）迎えに来てくださって、車で。（A9, 30代）

それでも「（裁判に）出ないほうがいいよ」とか言わないで、精神科医もバックアップしてくれる側だったので、それも心強くて、まあ結果が、結局私の中でも、それでやってやった感みたいのがあります（中略）。（公判で、犯人の人となりを知って）じゃあそのためにはどういう計画を立てようかっていうところを（精神科の）先生が、犯人が逆恨みをしてくる可能性があることを踏まえて（対策を）考えてくださったので。（A9）

この2つのエピソードはA9が積極的に窮状を訴え、専門家からサポートを引き出したものである。一つは警察の事情聴取の初期段階で、これはと思う警官に積極的に話しかけ、送迎サポートを引き出しており、もう一つは、事件後に受診した主治医に精神症状の他に、公判での出来事や生活面での不安を強く訴え、医師に防犯対策を考えてもらっていた。また、被害直後には気心の知れた友人に連絡を取った。

たぶん、親に言うよりも、その子のほうが理解してくれるっていうのは分かっていたので。（中略）その子が夕方から来てくれて「そんなとこ（被害現場である自宅）にいるんじゃない」って言って、（中略）家から連れ出してくれた。（中略）仕事もしてたのに大変だったなって思うんですけど（中略）しばらく預かってくれたのよ、私を。3日くらい。たぶん彼女は会社とか行ってていなかったりしたんですけど、鍵閉めちゃって、外に出たくならなかったんで、「家にいていいよ」（中略）「炊飯器ん中にご飯入ってるよ」とかいろいろ言ってくれて。（A9）

A9は自宅に侵入されて被害に遭ったが、犯人はすぐに逮捕されず、自宅にいること自体に危険が伴った（注：現在は、警察の被害者支援制度により、状況によって身の安全を考慮した措置が受けられる）。親友はその危険性に気づき、自宅に招き入れ居場所を提供したのだった。犯罪被害の直後には、ショック症状が起り、通常の判断が出来なくなったり日常生活が回らなくなることがある。被害者支援では、このような場合に生活支援（生活面のサポート）を提供することがあるが、A9は信頼できる友人に今の窮状を伝えることで、被害者目線の支援を引き出し、周囲がサポートしやすい下地を作っていた。また、前出の商業施設で強姦未遂事件に遭ったA17は、刑事裁判が始まる前に、母親に被害を打ち明ける機会を得た。

悪質なものは事件として扱わないと、私がどんなに辛くても何かそうしなきゃいけないと思うっていう話を（母親に）したんですね。それで、そういうのがきっかけになって、（中略）親にも話げできたので、あの、母親が「そりゃそうよね」って。「そりゃそうよね」って言ってくれたので、ああ、もうこれで大丈夫だなと思ったんで。親には、「裁判に行ってくるよ」とか、「警察に行ってくるよ」とか全部。（中略）言いながら行ける状態に逆になったので、ちょっと良かったというか。（A17, 40代）

これは自宅に加害者弁護士から法律事務所名入りの封筒が届き、母親がそれを目にしたことがきっかけであった。そこでA17は被害に遭ったことを母親に話し、自分がこれからやろうとしていること

(刑事裁判) とその意味を伝えた。母親は「そりゃそうよね」と全面的な共感を表し、A17 が刑事手続きに立ち向かう姿勢を理解し見守ってくれたことが A17 にとって何よりの支えとなった。

このように、当事者が長い司法手続きの道のりを歩むことができた理由には、周囲に早い段階から状況を伝え、理解と支援を得たことがあげられる。特に、A9 は、警察の初期対応に嫌な思いもしたが、これはと思う刑事さんにどんどん話しかけ、必要なサポートを引き出していた。当事者が自ら陥っている窮状をそのまま伝えることで、周囲から必要なサポートが提供され、当事者がそれらを受け取り、困難な局面を凌いでいく様子が見て取れる。

【スピード感】

110 番通報にしる、警察署に向向くにしる、被害の最中や直後に助けを求めた場合、警察に犯罪と認識されやすい。警察に被害を相談する、被害届を出す時には、ある種の「勢い」が当事者を後押ししていた。

仕事の報告をしなきゃいけない時間はとうに過ぎていて(中略)でも、絶対に私の身に今起きたこれは無視してはいけないことが起きたから、仕事を続けるとか、そういうレベルの話ではなくて、今まで学んできた知識を総動員して対処しなくちゃいけないことだと思って、(中略)性犯罪専門ダイヤルに電話をして、そしたら、警察が来たんですけど、すごく訓練された、性犯罪の捜査とかの訓練を受けた人が来て、すごく適切な捜査をしてくれたと思います。(A1, 30代)

顔面に 1 発殴られて、でも、それでも私が黙らないから、もう私も意を決してるので。なんで、まあ結局来た窓から、ぼって逃げていったんですけど、それを私は目視で追いながら、警察に 1 人で電話をして(中略)。で、あの、「いや、今」って言われて「え？」って警察もびっくりしてたんですけど、「すぐ行きます」って言って来て、来てくださって。(A9, 30代)

(住民の人が)窓から。「どうですか、警察」、(犯人が)その逃げてから「どうですか。大丈夫ですか。警察呼びますか。呼ばない方がいいですか」って聞いてくださったんですよ。(中略)で、「呼んでください」って言ってから「じゃあすぐ呼びます」って言って電話して。(A17)

そうした時に、あの、お隣さんが「警察に連絡したの？」って言ってくださって。「あっ、してない」ってことになって、で、お隣さんもすぐにおうちに帰って電話をしてくれて、私もすぐに、多分携帯だったと思うんですけど、携帯から警察に電話して、で、あの、しばらくして警察が来てくれてっていう感じでした。(A27, 30代)

これらの 4 例は加害者が見知らぬ者であり、A1 は以前に性暴力に遭った経験から、他の 3 例は抵抗できたため未遂で終わらせることができていることから、自分の経験した出来事は犯罪であるというしっかりとした理解があった。いずれのケースも出来事の犯罪性と当事者の被害者性が明白で、当事者にとって犯罪が起きたという認識があり被害を訴えやすかった。そのため、被害直後に本人あるいは住民の手を借りて警察に通報がなされている。その結果、「捜査してくれて」「『すぐ行きます』と言って来て」「警察が来てくれて」とあるように、当事者は 110 番通報をしたことで大きな安心を手に入れていた。また、自分の経験した個人的な“出来事”が捜査の対象である公的な“事件”となるま

でのタイムラグが非常に短かった点も特徴的である。

このように、警察に被害を申告し犯人が検挙・起訴され、刑事裁判まで終了した被害当事者の語りを中心にみてきたが、被害届を出した者に共通しているのは、非常に悪い行いをした者は警察が捕まえて、司法の裁きを受けるべきとする明白な善悪の倫理観と使命感、思いを成し遂げる粘り強さであり、早い時点で自分が被った出来事は犯罪だとする明白な根拠があった。また、窮状を積極的に伝え、周囲の理解やサポートを引き出していた点も共通していた。

2. 相談したことにより警察が対応

次に、警察に相談するなどした結果、被害届を出すには至らなかったものの、警察で何かしらの対応がなされた例があった。

A1 は、いつも通る路上でアンケートに応えた相手から強制わいせつの被害に遭い、その数日後、同じ加害者に追いかけられたところを居合わせた社員に助けられた。すると、加害者はあることないことを怒鳴り始め、最終的には警察がやってくる騒ぎとなった。

(加害者が路上で) 大声でわめいて、でなんか、警察が来ちゃって「こんなこと言ってるけど本当ですか？」とか…って言われて「いや違いますけど」って言って、その当時、ストーカー防止法が始まったので、「もしまた次こういうことがあったら、それに関わるので、教えてくださいね」と言われて、私はパトカーで送ってもらったんですけど(中略)それで(警察に)相当怒られたみたいで、その加害者からはもう電話はなかったんですけど、いつも、やっぱり怖いし、その道を通るときは、キョロキョロして歩いたので。(A1, 30代)

A1 は被害届を出さず、強制わいせつの被害に遭ったことは警察に話さなかったが、警察が把握した範囲で嚴重注意がなされ、その結果、加害者からのストーカー行為が止むという効果があった。しかし、逮捕と違って拘留されていないため、その後も加害者への恐怖心・警戒心は残った。

また、A5 は子ども時代に近所の成人男性からレイプ被害に遭った。その後も家族に話せないまま、同じ男性からの性暴力被害は7年以上の長きにわたり続いたという。大人になって、心身の不調をきっかけに電話カウンセリングを受けたことを契機に、徐々に被害を客観的に捉えられるようになり、最寄りの警察署に電話をかけた。この時、事件から10年の歳月が経過しようとしていた。

ぎりぎり(警察に)伝わったのがやっと10年たつてみたいいな感じなんだけど、一番最後の行為から。でも、そこで言われたのが、一番最初の行為から10年みたいな話で。だから、7年半被害に遭ってたら、時効の大部分は完成されてるんですけどみたいいな(A5, 30代)

長期間にわたる被害であったにもかかわらず、強制性交等罪の公訴期限は10年であるため、この事件は刑事手続きを進めることはできなかった。

自分が、加害者からの電話で玄関(を)開けてる。で、自分の部屋で被害に遭っている。それは被害とは言えないみたいな。(中略)加害者(を)任意で呼んで、勝手に事情を聞いてくれたんですよ。でも、結局玄関を私が開けていたりとかいって、逮捕できないけど、注意はしたみたいいな。(A5)

また、時効に当たらないものは性交同意年齢に達しており、自ら鍵を開けて部屋にいらしているため暴行脅迫要件を満たしていないと判断されたが、警察は加害者を呼んで嚴重注意をした。A5 は現在、民事訴訟の可否を考えている。

実はA5 は先の事件とは別に、外国籍の男性からレイプ被害に遭ったことがあった。当時は警察に届け出ずに終わったが、数か月後、加害男性が別の事件で逮捕されたことを知った。しかし、A5 が自分の被害を警察に相談したのは5年後だった。

加害者の名前が（通称しか）分かんない、被害現場も車で連れて行かれたからわかんないってなると、どこの警察署が担当するか分かんないって、警察から言われちゃって。加害者の名前も昔の新聞を調べたら出てくるかもしれないから、調べてから連絡してくださいって言われて（中略）5年前の何月かも定かじゃない、しかも警察に電話しただけでもすごい大変な勇気を振り絞って電話したのに、力を振り絞ったのに、それ以上努力することっての（を）できなくて。（A5）

事件から数年後、場所や加害者の氏名等の事実関係が分からないと捜査のしようがないということだろう。複数の被害に遭い、心身の不調に苦しみながら生活を送っていたA5 は、これ以上努力できない（事件を調べられない）と事件の申告を諦めたのだった。

このように、被害当事者が警察に相談することにより、被害届の提出に至らない場合でも警察による介入（嚴重処分）が行われ、ストーカー行為が止まる、事実を認めるなど一定の効果が見られた。しかし、刑事処分ではないため、当事者が納得したものではない。また、事実関係が分からない場合、事実を確認してから来るよう門前払いに終わることもある。

3. 警察に被害を伝えない

3-1. 証拠がない・証明できない

警察による介入（嚴重注意）などの行政指導が認知されていないためか、行政指導に期待していないためかは不明だが、この出来事は犯罪であるという認識はあっても、犯罪を証明する根拠がないと思うと、被害当事者は警察に被害を相談、申告しない場合がある。

もう一つは現実的に、証拠がないだろうと思ったんですね。（聞き手：証拠がない）

だから、相手が、意思を確かめませんでしたとか、私が、酔ってて（中略）まあ、強姦罪と準強姦罪の違いもあんまり、最近まで、途中まで知らなかったんですね。だから、自分にとっては強姦だったけど、酔って意思が確かめられないっていうのは準強姦ですね。（聞き手：はい。準強姦ですね）で、そのときに、あの頃の自分の認識として、強姦罪を成立させるためには、何かその、証拠がないと（中略）（A4, 60代）

A4 はアルコールで酔った後に介抱してくれた知人から無理やり性交された。それは準強姦罪（当時）に当たると思ったが、警察に言っても犯罪を証明できないだろうと考えたことが被害申告をしない理由となった。

また、子どもの頃、見知らぬ大人から強姦被害にあったA31 は、被害後、誰にも相談していない状態だったが、毎日、新聞の事件欄をチェックしていた。ある日、手口がそっくりで余罪が多数あるら

しい犯人が捕まり、被害者は申し出るようにという記事を見つけた。

すごく時間が経ってたのと、この人がほんとうに私の犯人かは分かんない、似たような手口の変質者っているから、自分の犯人か分かんないなって思ったのと（中略）自分でだってこんなに日時とか、何だろう、何年生とか特定のできない話を、なんか、話だなんて思うのに、それを、そういうことを重視する警察に今話しても、ちゃんと聞いてもらえるとあんまり思わないからですかね。（A31, 30代）

A31 は新聞の事件欄をチェックしていた。そのため、犯人と思しき変質者が逮捕されたと知る。しかし、事件のあった日時を覚えていなかったこともあり、警察に話しに行こうとは思わなかった。このように、被害当事者は事実関係が分からない、被害事実を証明できない、ちゃんと聞いてもらえないと思うと、警察にアクセスしようという気持ちにならなかった。

3-2. 専門家の助言により諦める

前項では、当事者がこの事件は情報も証拠もないと考えると警察に相談や被害申告をしようと思わない場合であった。この項では、その判断を法律に詳しい者、専門家が行っており、当事者がそれを受け入れて警察に相談、申告しない選択をしていた。

警察に行こうという気はあったんですね、自分では。やっぱこれ、何か犯罪というか、罰せられるものではない、ものなんじゃないかと。警察（に）行く気はあったんですね、交番へ。でも、まあ弁護士さんから、起訴されないと言われて「ああ」という感じで、なぜだろうと思ったんですけど、そこまで聞けず「ああ」という感じで（受け入れざるを得なかった）。（中略）民事でも裁判でも勝ち目はないんだと言われて「ああ、そうですか」って、そんなにその、私のこの受けた状況っていうのは、社会的に本当にそんなに、弁護士さん（のところ）まで（相談に）来たけど、どうにかなるものではないんだという、やっぱり絶望感というか。（A21, 40代）

A21 は20代の頃、知人であった民間団体の主催者から呼び出され、1日軟禁され、レイプ被害に遭った。後日、レイプ被害者の支援団体から紹介された弁護士に相談するも、起訴も民事訴訟も難しいと説明され、弁護士がいうのだからそうなのだと警察に行くのを諦めた。

他にもA30は以下のように語っている。

絶対これは通報するべき出来事だって思ったんだけど（中略）友達に相談したら、その友達が「警察に行って裁判とかになったら負けるからやめた方がいいよ」とかって（中略）「私、法律勉強してるけど、このケースは悪いのはあなただよ」（中略）えーとか思ったけど。そういう可能性がちょっとでもあるとしたら、私はもしかして不利だし。だって、そしたら、親にも言え、いや、どうするのとか思って。で、諦めちゃったんだよね、そのとき。（A30, 30代）

A30 は師弟関係にあった既婚男性から継続的に性暴力の被害に遭っていた。A30にとって、上下関係のはっきりした師による一方的な暴力でしかなかったが、外面的に観れば不倫と映り、裁判では不利になると「法律勉強してる」友人に説得され、警察への通報を思い留まった。

今思うとレイプドラッグだったんじゃないかなと思うんだけど、その時はお酒を1杯飲まされて、意識なくなっちゃって、それでレイプされてたみたい。で、1回意識が上がって、また落ちてみたいな感じで(中略)。で、中出しされてて、産婦人科に電話したんだけど、産婦人科の看護師が、被害届出さないほうがいい、あなたの汚点になるって言って、それで、被害届出そうと思ってたのにそういうふうに言われたのと、あと緊急避妊が1万円以上かかるから、(中略)妊娠したら来たらって言われて、自分の不安感とか、そういうのを全部なしにされたみたいな気持ちになっちゃって。(A5, 30代)

A5は、お酒を飲まされて意識を失ったところで男性からレイプ被害に遭った。避妊をしなかったため、まずは妊娠の回避をと産婦人科に電話をしたところ、性暴力の被害者対応に慣れている様子の看護師に「被害届出さない方がいい、あなたの汚点になる」「妊娠したら来て」と助言され、何もしないことを選択せざるを得なかった。

このように、弁護士や看護師など、高い専門性を持つ者からの助言は(正誤に関わらず)専門家である故に強い影響力を持っていた。本来、被害届は誰でも出す権利があり起訴・不起訴の判断は検察官が行う。不起訴となった場合、検察審査会に申し立てることもできる。しかし、専門家が警察に届け出ることを諦めるよう進言すると、被害当事者は受け入れざるを得ない。しかし、それは「なぜだろう」「えーとか思ったけど(中略)諦めちゃったんだよね」「自分の不安感とか、そういうのを全部なしにされた」というように不安全感が残る終結として経験されていた。

3-3. 自分に非があった

被害当事者の中には自身の経験した出来事は、確かに望んでいない性交だったが性暴力ではなく、人間関係の失敗である、あるいは自分に非があったと考えるため、警察に相談したり被害を申告することは選択肢に入らないというものがあつた。

警察?って感じでした。警察っていうか、何かもう、私も悪いと思っていたので、そんな大事にしたいくなかったというか(中略)やっぱ警戒心足りなかったのかなとか(中略)、予測できなかった自分も悪いのかなみたいな感じですかね。(A22, 20代)

A22は悩み事(過去に受けた性暴力)を相談していた大学の先輩宅で被害に遭った。しつこく言われ、路上で言い争うのも嫌だったため、仕方なく家に入ったのだが、部屋に入った自分がいけなかったと自分を責め、警察への通報は思いもしなかったが、その後は心身の不調に悩まされた。

何かもう、何でしょう。何か、何だろう。結局こうなるんだなみたいな。(中略)諦め?(聞き手:諦め?)ですかね。何でしょう。(中略)やっぱ信頼してたのになとか、何か悪いことあつたのかなとか、何かそんな感じですね。やっぱり体調悪くて何日か学校行けなかったりとかするときが続いたりとか、また、寝れなくなったりとかしてましたね、結構。(A22)

また、A16は働き出して間もなくの頃、上司と同僚とで飲食をした後、自分だけ「もう1軒」と誘われて深酒をし、同意がないままホテルに連れて行かれ、断れないうちに性交をすることになった。

タクシーの中で、もうラブホテル街をこう行ったんですよ。で、ええ？って思ったんだけど、もうそこに停まっちゃって。それで、いいじゃん、いいじゃんって感じで。(中略) もうろうと、もうろうとってというか、ふわとした気分だったし、ええ？ええ？って感じで、そのまま。(中略) うん。ま、まあ、まあいいかってなっちゃったんですね。(A16, 40代)

人生経験としてこういう経験もみんなあるだろうというふうに私は捉えていて、みんな、何か、失敗ですよ。人生の中での失敗でっていうふうに捉えていて、なんか、被害っていうより、その経験の。(聞き手：失敗経験) 失敗経験っていうふうに捉えています。(A16)

A16は上司との性行為を「人生の失敗」と考えた理由について、次のように説明した。

彼女(他の同僚)ならきっと断っていたらうなって思うんですね。で、だからきっと私は、ちょっとしっかりしてなさ過ぎたっていうか、甘過ぎたっていう。気をつけなさいっていろいろ言われていたのに、気を付けなかった自分が悪かったって、うん。(A16)

毅然とした態度で断れなかった自分が悪いと思うものの、A16はその後、上司と同じ職場で働くことを苦痛に感じるようになった。

私がもう普段どおり話せなくなってしまって、顔見て話すのも、ああ、やっぱり嫌になっちゃったんですね。すごく尊敬してたし、すごく好きな上司だったんですよ。だから、ショックだったんですよ、その後。(中略) それはやっぱり、もう、仕事辞めようって思ったぐらいだったんです。毎日やっぱり会社行くのがつらくなってしまいましたね。だから、被害といえば被害だったのかなって、今あらためて考えるとと思いますけど。(A16)

いずれも事件前の加害者と当事者の関係は良好であり、相手は悩みを聞いてくれたり、仕事上で尊敬していた目上の人であった。日頃、お世話になっている人からの誘いを断れないまま、ホテルや加害者宅に入った後に性行為の強要があり、当事者は警戒心がなかった、帰れなかった自分が悪いと考えていた。自分に非があったために性行為をしなければいけない状況に陥ったと考えており、相手に処罰を求めるという発想はない。しかし、A22は不眠に悩まされ大学に通学出来なくなり、現在は精神科にて治療中であり、A16は会社を辞めようと思いつめた時期があるなど、当事者の学業や生活に大きな影響があった。

3-4. 犯罪とは思わない

前項は自分に非があったために性行為をする羽目に陥ったという認識により、犯罪とは捉えていないものであったが、この項では一般的な性暴力・性犯罪のイメージと当事者の経験した出来事にギャップがあったため、犯罪と認識しなかったものである。

A10は元恋人から性行為を強要された。言うことをきかないと、同じサークルにいるA10の今の彼氏に圧力をかけ、メンタル的に追い詰めてやると脅され、精神面に弱さを抱えていた恋人を守るために行為に応じた。

(自分の持っていた性暴力のイメージは) 知らない人に何か夜道で襲われるみたいなパターンと、まあ、知ってる人であっても、何かこう直接的な、何か暴力的な脅迫みたいなものがあって、こう、絶対何か力であらげないみたいところで起きてるのが性暴力っていうふうな感じで思っていて、力で押さえ付けられるような。(私の被害は) それとは全然違って、自分でわかった上で起きてるっていうこの状況が性暴力なのかどうかって(中略)。まず警察に言っても、多分そういうふうに扱ってもらえないだろうと思ったし、性暴力っていうふうに、自分では自信が持てなかったんですよね。(A10, 30代)

“恋人を追い詰めてやる”という言葉による脅しを受けてのことだったが、身体的暴力ではなく、元恋人(知っている人)からの強要だったため性暴力という認識を持てなかった。また、A28は幼い頃から実父に性虐待を受けていたが、そこに殴る、蹴るといような暴行は全くなく、時には遊んでくれた父親に犯罪者のイメージを持つことはなかった。

(暴行脅迫要件は) 殴るとかそういうことですよね。そういうことはなくて、逆にこう洗脳してくるというか、あなたはすごいかわいいんだよ、だからねって、こういうこと教えてあげるよとか、これは愛されてるからだよとか、(中略)18歳になってまでも、それは愛情だっていうふうに、お父さんと一緒にいられる時間なんだっていう感覚だったんだと思うんですね。(A28, 30代)

A28の家庭は教育熱心でしつけに厳格だったが、性虐待を受けていた時間は、唯一、父親から優しい言葉をかけてもらえた。

脅迫っていう意味では、でも誰にも言っちゃいけないんだよって。これは秘密なんだよっていうことはたぶん、すごいですって言われてきたんじゃないかと思いますね、記憶の限りでは。(A28)

「洗脳してくる」との言葉があるように、A28は幼い頃より父親から限定的な「愛情」と「言っではいけない」という言葉による脅迫を同時に示されていた。日頃から厳しい躰を受けていたため、父の言いつけを守るのは自然なことで、父親の存命中はそれが性暴力であるという認識はまったくなかった。父が急逝すると、不眠の症状が顕在化し、日常生活に支障を覚えたことから、相談・医療機関につながり自分が受けてきた体験は虐待であり性暴力だったと認識するようになった。A28は精神科の入退院を繰り返しながら、自分らしく生きられる道を模索している。

3-5. 警察を信頼できない

そもそも警察への通報や相談というものは、警察は犯人を捕まえ被害者を助けてくれるものという信頼感があって初めてできるものでないだろうか。それまでの経験から、警察は信用できないと感じている場合、当事者は敢えて警察に連絡しない選択をしていた。

私が小さい時のことと重なってるの(が)あるんですよ。当時その、(父による母への)虐待があった時、警察を呼んでも、「夫婦同士の問題だから」っていうことで、帰られちゃうんですよ。止めないで帰っちゃうんですよ。確認して「ああ、そんな大したことないから帰りますね」で、そ

れが何回も何回もあったんですよね。通報して、(警察は)来て、帰っちゃうんですよ。(A12, 30代)

A12 は両親の間でDVがあった時、警察に通報しても来るだけで何もしてくれない、助けてくれない警察を何度も見ていた。

「夫婦間の問題でしょ」で終わったら、何かそれ、後はどうすればいいのってなっちゃうじゃないですか、どこに助けを求めていいの？みたいな。(中略) そうなった時の後を考えると怖いんですよ。だからそこまでやらないんじゃないかなと思いますね。ショックを受けるのが怖いんですよ。(中略) 警察に通報して、そこまで対処してもらえなかったとき、自分はどう思うんだろうみたいな。(A12)

また、被害に遭う以前の警察との関係が良いものでなかった場合、当事者は状況が悪化することを危惧し、警察に言わない道を選んでいた。

警察に補導されたりとかっていうことがあって、やっぱり責められた記憶しかないというか。(中略) そうやって責められていると、多分そこで「性暴力に遭ったよ」と言っても、「ほらね」みたいな話に「そういうことをしてるから、そうやってまきこまれちゃうんだよね」みたいな感じになるだろうなって。(A3, 30代)

まあ警察は敵でしたから、あの頃ね。あの、自分もデモで捕まったこともあるし、何か自分を守ってくれるために届けに行き、学生運動の中のを、何かこう、捜査に入るような口実を与えると、取り締まってくれる、助けになる人とはとても考えられなかった。(A4, 60代)

家庭の事情から家出中だったA3、学生運動をしていたA4ともに警察との関係は、「補導される」「捕まる」であり、これまでの経験則と照らし合わせ、警察からサポートを受けられる、助けてもらえるとは思わなかった。

3-6. 言わないことで身を守る

警察に被害を相談、申告した場合、返って身の安全が脅かされると考える当事者は少なくない。すぐに加害者が逮捕され身柄が拘束されれば身の安全は保障される。しかし、状況を勘案したとき、そうならない可能性が高いと思うと、警察に言わない方が安全だと判断した場合もあった。

警察に行くことも考えたんだけど、警察に言ったら、内輪もめみたいな。ドメステックな話って思われるじゃないかっていうのと。あと、警察に行ったら、行ったことで私の安全は守られるのかとか。だって、相手は自分のうちに来れるし。(中略) 通報のリスクのほうが高いわけ。(A30, 30代)

言えなかった。警察署もすごい遠かったんですよ。交番もないエリアで、ゴム(コンドーム)もつけていたし証拠もないみたいな感じ、証拠の取り方も分かんないみたいな。(中略) あと、警察が信じてくなくて、(加害者が聞きつけて、口封じのために) 大事になって殺されるっていうこと

もあるだろうし。証拠がない。(中略) 母親が殺されるか、どっちかが警察署に行ってすれ違いで、どっちかが殺されるとか(中略)(A5, 30代)

A30、A5 はともに、身近に住む加害者から継続して性暴力の被害を受けていた。警察に行ったことを知られると、加害者は報復に来るかも知れないと恐れ、警察に言わないことで自らの安全を築こうとしていた。

3-7. かかわりたくない

当事者の中には、加害者が有罪となる可能性が高い場合でも、もうこのことにかかずらわりたくない、あえて被害届を出さない、告訴しないなど、司法手続きを取らない道を選択することがある。

ほんと警察に持ち込んだっていいようなことだっていうのも分かっているんですけど、まあその、転職のいろいろで忙しいし、じぶんはそれをほんとに前向きな気持ちでやってる転職なので、もう自分は次の未来のことを見たいし、で、そこで何かかかずらわりたくない。(中略) 離れてしまえば、もう彼ら(加害者と目撃者)と会うこともなくなるんだし、それがあから、もういっかみみたいな気持ちがあったんですね。(A14, 20代)

引っ越しが決まっただけくらいに警察から電話があつて、「この前、強姦事件があつたので、ある男を捕まえたんだけど、その人があなたの家にも侵入して加害行為をしたと言ってるんだけど本当ですか」という電話がきて、「本当です」と言って、事情聴取に来たので応じたんですけど、当時はまだ親告罪だったので、私はとにかくそこを引っ越したくて、もう、この経験が自分についてくるのが嫌だと思ってた時期があつたので、告訴せずにその町を離れました。(A1, 30代)

A1 の事件は、自宅に侵入した見知らぬ者によるレイプ被害であり、A14 は会社の出張時のホテルで襲われたもので、被害の最中に別の同僚が止めに入ったためレイプ未遂となったものである。これらはともに加害者が分かっている、特に A1 は別件逮捕の犯人が A1 の事件を供述をしており、自らも事情聴取に応じていた。しかし、新しい環境に移って心機一転しようとしていた矢先のことであり、被害者というレッテルが「自分についてくるのが嫌だ」と告訴しない道を選んだ。A14 も、転居、転職を控えて、目撃者がいたにも関わらず警察に被害届を出す道は選択しなかった。二人の語りからは一刻も早く被害から距離を置き、未来に向けて歩みだしたいという被害当事者の思いがうかがわれた。

IV. 考察

本稿では、犯罪を最初に申告する先として最初に上がる警察・司法関係を取り上げ、どのようにして被害当事者は警察に被害を伝え、どのような時に被害を伝えないのか、警察に被害を伝える・伝えないことは当事者にどのような影響をもたらすのか、被害者の語りからそれぞれの特徴をみてきた。

警察に被害を申告し、裁判までの司法手続きをやり切ったものと、被害届は出さないものの警察が対応したもの、そして、警察に被害を伝えなかったものの3つに分類して、それぞれの特徴を詳述した。警察に被害を伝えたものを図1に、伝えなかったものを図2に示した。

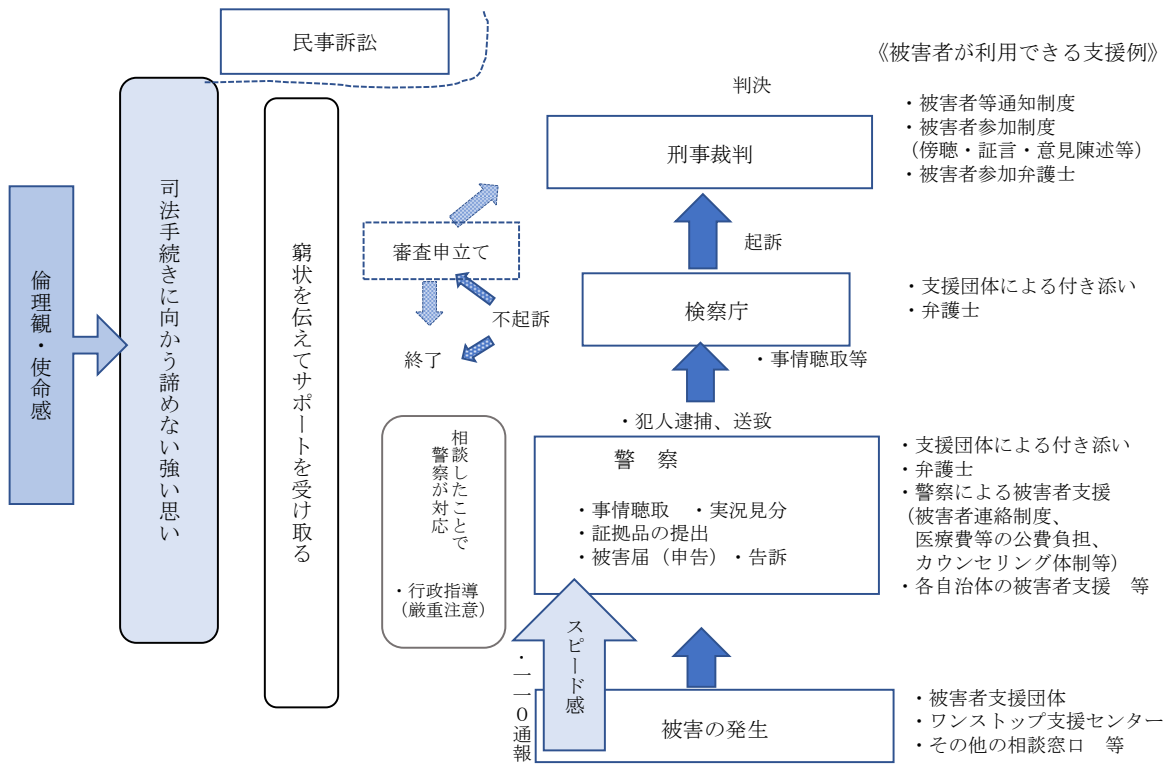


図1 刑事手続きに向かう場合

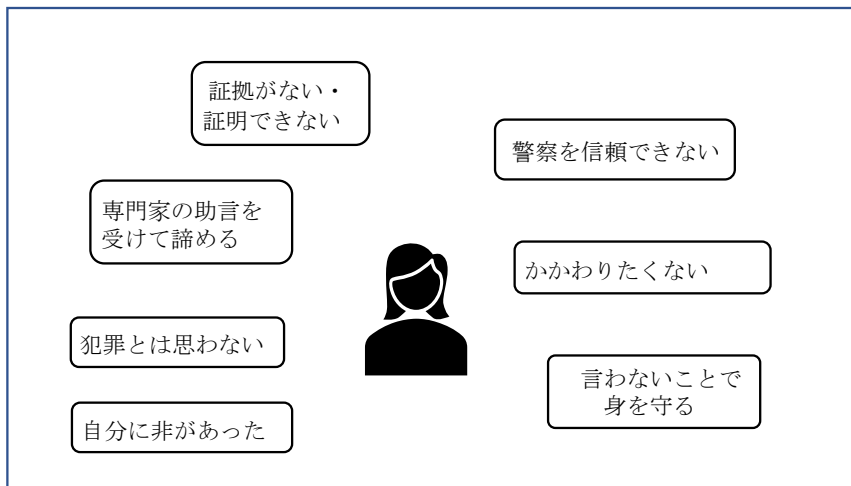


図2 警察に被害を伝えない場合

司法手続きと向き合う際、警察に届け出た人の共通点として、司法手続きに向かう諦めない強い思いを持って臨んでいた。その思いを支えたのは、やり抜くための支えとなる倫理観・使命感であり、窮状をそのまま訴えて周囲からサポートを引き出し、受け取る力であり、被害に遭った後、ある種のスピード感をもって行動に移ることであった。その場合、出来事の犯罪性と当事者の被害者性が明白で、当事者にとって被害を訴えやすい状況であった。

また、被害申告に至らなかったものの、当事者から警察に相談することで、加害者を呼んで事情聴取や事実の確認、嚴重注意をすることによって、加害者の迷惑行為が止む、事実を認めるなどの効果が見受けられた。しかし、年月が経過しており事実関係が不明な場合、届け出を突き返されてしまう場合もあった。被害を伝えない場合、その理由に7つの要因が存在した。証拠がない・証明できないと思う、専門家の助言により被害申告を諦める、自分に非があったため被害を受けたのは仕方がなかったと考える、性暴力のイメージが自分の受けた経験とギャップがあったため犯罪と思わない、過去の経験から警察を信頼できない、言わないことで自らを守る、未来に向けて歩むため、かかわりたくない、であった。

援助要請・被援助志向性研究をレビューした永井（2017）によると、援助要請の促進・抑制要因を考えると「利益の予期」が重要な変数になるという。人が助けを求めないのは援助要請を行うことの「否定的結果を懸念」するより、「肯定的な結果が得られることを十分認識」できない場合だという。本調査で聞き取った当事者にとっての被害申告とは、安全性の担保であり、自分のように苦しむ被害者を出したくないとする犯罪抑止であり、悪いことをした人は罰せられるべきという倫理観や犯人への処罰感情などがあげられた。それは、捜査の進捗や被害の影響によって変化するものと思われる。警察に被害を伝えない場合は、警察を信頼できない、自分に非があった、言わないことで身を守るなどがあったが、これは被害申告をすることで予測される否定的結果を考慮して、援助要請を行わない選択をしたともいえる。

本稿では当事者が被害を警察に語る・語らない場合に、どのようなことが生じていたのか、被害者の語りから分析した。警察への相談や被害申告をする際、また刑事手続き全般を通して、当事者の負担を少しでも軽くするため、以下について提案する。なお、被害当事者にとっての回復とは、時期やペース、方法や道程が人によって異なる(Mather&Debye;2004/2015)と言われる。そのため、被害者の回復にとって、警察に被害を申告することが最善というものではない。その時々で変化する被害当事者のニーズに照らし、「自身にとっての最善の選択ができるように」（山本，2018）周囲の者がサポートすることが重要である。

1. 刑事手続きに業務として関わる者は、被害当事者が被害を相談・申告する際に非常に強い負担がかかることに思いをはせ、対応者の言動によって二次被害を与えないように十分留意する。被害当事者に何かを求める時は、可能な限りその意図や理由を説明し、当事者の意思や人権を尊重する。
2. 被害当事者から被害について相談を受けた者は、専門家・非専門家に関わらず、正確な情報を当事者が理解しやすいように伝えて、当事者自らが選択できるようにサポートする。自分の専門性や経験を盾に、私見を押し付けることは慎む。
3. いざという時に支援者や相談機関につながりやすくなるため、性暴力とは何か、性暴力の被害に遭った時に回復のためにできること、支援機関（警察・警察以外の相談窓口や専門機関など）の情報等を広く発信し、援助要請への準備性を高める工夫をする。

特に強調したいことは、警察に被害を届け出る際は証拠がないとダメだとする認識は正確ではなく、出来事の事件性や証拠の判断は本来は警察が行うものであり、刑事事件として立件できるか否かの判断は検察が行うものである、ということである。仮に証拠がないという場合でも、性暴力被害は深刻な影響を被害当事者に与えるという認識のもと、警察に相談することを含めて、周囲の者は被害当事者にとって必要な支援が受けられる機関に確実につなぐことが肝要である。

V. 課題

今回は警察に被害を相談・申告することをテーマにしたため、友人、家族、職場や学校といった身の回りの援助者にどのように被害を伝えたか、医療機関や相談機ではどうだったのかについて、取りあげることができなかつた。また、被害時の年齢や家庭環境、時間経過、犯罪性や被害者性の認識、捜査の進捗、被害による心身の影響などにより、当事者の置かれた状況には無数のヴァリエーションがある。被害者が男性である、トランスジェンダーである場合は猶更である。被害当事者が安心して被害を相談できるようにするには、被害者の置かれたさまざまな状況を理解することが求められる。

(受付日：2020年3月6日)

謝辞

本研究は文部科学省科学研究費補助金(17K04441)性被害者の援助要請行動に関する研究(研究代表者：齋藤梓)を使用して行われた。ご自身の経験を社会のためにとご調査くださった被害当事者の皆様、調査研究に当たり様々に示唆を与えてくれた一般社団法人Springの皆様、犯罪被害者支援団体の皆様に厚くお礼申し上げます。また、研究メンバーの協力のもと本調査が実施され、メンバーとの勉強会や貴重な意見交換とサポートがあつて論文にすることができました。ここに心よりお礼申し上げます。

注

- 1) 刑法 177 条 強制性交等：13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。
- 2) 対象者本人が希望した場合郵送回収とし、平成 26 年度からはオンライン回答も可能となった。
- 3) 意思にそわない性交を強いられた女性のうち、被害にあつたことを誰にも「相談しなかつた」女性の割合を時系列でみると、平成 26 年度調査 67.5%、平成 23 年度調査 67.9%、平成 20 年度調査 62.6%、平成 17 年度 64.0%である。
- 4) 5) 刑事手続きの説明では和田谷(2017)並びに法務省ホームページ犯罪被害者の方々へ http://www.moj.go.jp/keijijil/keiji_keijijil.html を参考にした。平成 25 年以降は、性犯罪もストーカー事件と同じく逆恨み等の危険があるため、匿名での逮捕状や勾留状発布の運用が行われている。

引用・参考文献

- Chamaz,K.(2014) Constructing grounded theory 2nd edition; SAGE Publication Ltd;London, UK.
- 齋藤梓・大竹裕子(2019)当事者にとっての性交「同意」とは一性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる— 年報公共政策学第 13 号
- 齋藤梓・岡本かおり(2018)性犯罪・性暴力被害者支援の特徴：支援者へのインタビュー調査から 目白大学心理学研究 14. pp. 31-43.
- 齋藤梓・岡本かおり・大竹裕子(2018)性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係—性暴力被害の支援をどう整えるべきか— 学校危機とメンタルヘルスケア 11. pp. 32-52.
- Cynthia L. Mather & Kristina E. Debye. (2004) How long does it hurt?:A Guide to Recovering From Incest and Sexual Abuse for Teenagers,Their Friends and Their Families Revised Edition. Jossey-Bass. あなたに伝えたいこと—性的虐待・性被害からの回復のために—野坂祐子・浅野恭子 2015 誠信書房
- 永井智 第 2 章これまでの援助要請・被援助志向性研究 水野治久監修(2017)援助要請と非援助志向性の心理学—困ってい

ても助けを求められない人の理解と援助—金子書房 pp. 14-22.

高木修 (1998) 人を助ける心—援助行動の社会心理学—サイエンス社

和田谷幸子 (2017) 第2章司法手続きの説明 1 刑事事件手続 特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 編 性暴力被害者の法的支援—性的自己決定権・性的人格権の確立に向けて—

WHO. (2013) Responding to intimate partner violence and sexual violence against women : WHO clinical and policy guidelines.

WHO. (2014) Health care for women subjected to intimate partner violence or sexual violence : A clinical handbook - Field testing version.

山本恒雄 (2018) 第1章性暴力救援センターにおける性暴力被害者の総合的・包括的支援 2 性暴力被害者支援の様々な場面と支援者・支援員 特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO 編 (2018) 性暴力被害者への支援員の役割—リプロダクティブ・ライツをまもる—

Yuko Otake. (2017) Chapter 3: Narrative Ethnography in a Politically-sensitive Field. Life Goes On: Psychosocial Suffering from war and healing pathways in northern Rwanda. PhD thesis, London School of Hygiene & Tropical Medicine.

Yuko Otake. (2019) Suffering of silenced people in northern Rwanda. Social Science & Medicine 222, pp.171-179.